形歯発第 186 号
令和５年８月１日

関係団体長
医療関係団体長　各　位
施　　設　　長

一般社団法人　山形県歯科医師会
会　長　　土　門　宏　樹

（山形県委託事業：山形県在宅歯科医師等養成講習会事業）

令和５年度山形県在宅訪問診療歯科医師等養成講習会の開催について

平素は、本会会務運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では山形県の委託を受け、標記講習会を別添のとおり開催いたします。

この講習会は、主に高齢期・寝たきり者等の口腔ケアの推進を図るため、在宅歯科医療の発展に貢献することを目的としており、歯科関連職以外の方にも是非ご参加いただきたく、関係者等にご周知下さるようご案内申し上げます。

なお、本講習会は「Zoom ウェビナー」を使用したオンラインセミナーです。参加希望の方は別紙ご案内を確認いただき、８月２５日（金）迄お申し込み下さい。

（山形県委託事業：在宅歯科医師等養成講習会事業）

令和５年度在宅訪問診療歯科医師等養成講習会日程

日　時　令和５年　9月　2日　（土）　13：00　～　16：00
　　　　　　　　　9月　3日　（日）　10：00　～　17：00

場　所　山形県歯科医師会館４階大会議室・Ｗｅｂ配信（ハイブリッド）

（司会進行）地域保健常任委員会委員　山　﨑　　宙

9月2日（土）

13：00	〔趣旨説明〕　山形県歯科医師会常務理事　安　藤　栄　吾
	〔講演１〕「在宅訪問歯科で、もしも全身的偶発症がおきたら」
	講師　北海道医療大学歯学部歯科麻酔科学分野 教授　照　光　　真
	質疑応答 10 分

9月3日（日）

10：00	〔趣旨説明〕　山形県歯科医師会常務理事　安　藤　栄　吾
	〔講演２〕「必要な人に届く訪問歯科診療のために～多職種との連携どうつくる？」
	講師　鶴岡市　株式会社瀬尾医療連携事務所 代表取締役　瀬　尾　利加子
	質疑応答 10 分
11：30	〔講演３〕「人を良くすると書いて“食”歯科が“食”をどのように支えるかを考える」
	講師　宮城県石巻市　雄勝歯科診療所 所長　河　瀬　聡一朗
	質疑応答 10 分
13：00	～昼　食～
14：00	〔講演４〕「高齢期の口腔機能低下と口腔機能管理」
	講師　東京歯科大学老年歯科補綴学講座 教授　上　田　貴　之
	質疑応答 10 分

山形県歯科医師会からのお知らせ　形歯発第185号／令和5年8月1日

令和５年度　山形県委託事業：在宅歯科医師等養成講習会事業

在宅訪問診療歯科医師等養成講習会 *Web*

2023年　9月2日(土)・3日(日)

【受講対象】

山形県歯科医師会会員、県内歯科衛生士等

高齢期や在宅療養者に在宅歯科医療等を積極的に実施する予定にある方

(歯科関連職以外の方も是非ご参加ください)

【講演１】在宅訪問歯科で、もしも全身的偶発症がおきたら

講師　北海道医療大学歯学部歯科麻酔科学分野　教授　照光　真

【講演２】必要な人に届く訪問歯科診療のために～多職種との連携どうつくる？

講師　鶴岡市　株式会社瀬尾医療連携事務所　代表取締役　瀬尾　利加子

【講演３】人を良くすると書いて“食”歯科が“食”をどのように支えるかを考える

講師　宮城県石巻市　雄勝歯科診療所　所長　河瀬　聡一朗

【講演４】高齢期の口腔機能低下と口腔機能管理

講師　東京歯科大学老年歯科補綴学講座　教授　上田　貴之

実施要領、タイムスケジュールは裏面をご覧ください。

【申込方法・締切】

受講希望の方は、左記ＱＲコードまたは山形県歯科医師会ホームページより８月25日(金) までお申し込みください。
登録アドレスに招待メールをお送りします。

主催：一般社団法人山形県歯科医師会　https://www.keishi.org/

令和５年度「山形県在宅訪問診療歯科医師等養成講習会」実施要領

１．目　的

主に高齢期・寝たきり者等の口腔ケアの推進を図るため、歯科保健医療に関する知識の習得や地域における先進的な医科歯科連携等についての講習会を実施し、在宅歯科医療についての専門性をもつ歯科医師及び歯科衛生士をより多く養成し、在宅歯科医療の発展に貢献することを目的とする。

２．日程・講習内容

【１日目】令和５年９月２日（土）13：00～16：00　（12：50 Web配信開始）
【２日目】令和５年９月３日（日）10：00～17：00　（ 9：50 Web配信開始）
山形県歯科医師会館　又は　Ｗｅｂ配信（Zoomウェビナー）
※講習内容は、下記日程表をご参照下さい。

３．受講対象

歯科医師又は歯科衛生士等で、高齢期や在宅療養者に在宅歯科医療等を積極的に実施する予定にある者。

４．受講の申し込みと受講料等

受講料は無料です。令和５年８月２５日（金）までに、山形県歯科医師会ホームページからご登録いただきお申込み下さい。

５．修了証の交付と在宅歯科診療設備整備事業の申請

全日程を修了した方には、講習会最終日に山形県歯科医師会より修了証を発行いたします。部分受講の方は対象外となります。なお、本修了証は、歯科医師が在宅歯科診療設備整備事業の申請をする際にその資格を有することを証明するものとなります。ただし、在宅歯科診療設備整備事業の助成対象になるかは、その後、申請書や使用計画を提出していただき山形県の審査を受けた後に決定されます。申請されたすべての歯科医師が助成を受ける訳ではありません。また過去に在宅歯科診療設備整備事業の助成を受けた方は対象外となります。

６．問い合せ先　〒990-0031　山形市十日町２－４－３５
山形県歯科医師会館　TEL 023-632-8020　FAX 023-631-7477

日程

【１日目】

13：00　趣旨説明・講演１

【２日目】

10：00　趣旨説明・講演２
11：30　講演３
13：00　休憩
14：00　講演４
17：00　終了

※日程は当日変更となる場合があります。
あらかじめご了承ください。

歯科医師の皆様へ

〇山形県在宅歯科診療設備整備事業への申請
本講習会の全日程を修了した歯科医師が常に勤務する医療機関が、在宅歯科医療を実施するために必要となる医療機器等に係る初度設備の整備をしようとする場合、整備に要した費用の３分の２が助成されます。なお、在宅歯科医療機器を購入できる時期は山形県が交付決定後となりますが、令和５年度の山形県在宅歯科診療設備整備事業の実施は現段階で確約するものではありません。

〇留意事項
・過去に設備整備事業の助成を受けた方は対象外となります。
・講習会参加の証明はZoomウェビナーの参加記録、終了後のアンケートの提出が必要です。